

日南町第1回臨時H31年1月18日

日南町告示第1号

平成31年第1回日南町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成31年1月15日

日南町長 中 村 英 明

記

招集年月日 平成31年1月18日

招集場所 日南町役場庁舎 議場

付議事件

1. 日南町個人情報保護条例の一部改正について
2. 字の区域の変更について
3. 日南町住宅改修助成条例の一部改正について
4. 日南町意欲ある農業者支援条例の一部改正について

○開会日に応招した議員

山本芳	昭君	坪近	倉藤	勝仁	幸君
荒木比奈	博君	久足	代羽	安	志君
惠西礼	子君	福	田		敏君
大西勝	保君				覚君
古都勝	人君				稔君
村上正	人君				
	広君				

○応招しなかった議員

なし

平成31年 第1回（臨時）日南町議会 会議録（第1日）
平成31年1月18日（金曜日）

議事日程（第1号）

平成31年1月18日 午後1時開会

- | | |
|------|-------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 議案第1号 日南町個人情報保護条例の一部改正について |
| 日程第4 | 議案第2号 字の区域の変更について |
| 日程第5 | 発議第1号 日南町住宅改修助成条例の一部改正について |
| 日程第6 | 発議第2号 日南町意欲ある農業者支援条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議員派遣の件 |

本日の会議に付した事件

- | | |
|------|-------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 議案第1号 日南町個人情報保護条例の一部改正について |
| 日程第4 | 議案第2号 字の区域の変更について |
| 日程第5 | 発議第1号 日南町住宅改修助成条例の一部改正について |
| 日程第6 | 発議第2号 日南町意欲ある農業者支援条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議員派遣の件 |

出席議員（11名）					
2番	山本芳	昭君	3番	坪近	倉藤
4番	荒木比奈	博君	5番	久足	代羽
6番	惠西礼	子君	7番	福	田
8番	大西勝	保君	9番		
10番	古都勝	人君	11番		
12番	村上正	人君			
		広君			

欠席議員（なし）

日南町第1回臨時H31年1月18日

欠員(1名)

局長 _____ 事務局出席職員職氏名 _____ 花倉 順也君
岩崎 昭男君 書記

町長 _____ 説明のため出席した者の職氏名 _____ 木下 順久君
建設課長 _____ 中村 英明君 総務課長
財原 積君

午後1時00分開会

○議長(村上 正広君) 改めまして、新年明けましておめでとうございます。
ただいまの出席は11名であります。定足数に達していますので、平成31年第1回日南町議会臨時会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
タブレットの報告書ファイルをお開きください。地方自治法第121条の規定により、本臨時会に出席を求めた者は、1ページの報告書のとおりであります。
本町の監査委員から、平成30年12月19日及び平成31年1月17日付をもって、地方自治法第235条の2の規定による例月出納検査の結果について報告がありました。2ページから17ページのとおり報告をいたします。
同じく本町の監査委員から、平成30年12月19日付をもって、地方自治法第199条第4項の規定による定期監査の結果について、同条第9項の規定に基づき報告がありました。18ページから21ページのとおり報告をいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(村上 正広君) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、10番、古都勝人議員、11番、福田稔議員の2名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長(村上 正広君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(村上 正広君) 御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定をいたしました。

○議長(村上 正広君) ここで執行部からの発言が求められていますので、これを許します。

中村町長。

○町長(中村 英明君) 改めまして、新年明けましておめでとうございます。
町民の皆様、議員各位におかれましても、健やかな新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。
本年は暖冬傾向ということで続いておりました、地域では新年会であったり、あるいはどんどさんという恒例行事が大分終わったのではないのかなというふうにお感じのとこであります。
16日付で、おとといですけれども、鳥取県のほうでインフルエンザのほうの関係であります。県内全域に注意報というのが出ておりました、余り町内ではお聞きしませんが、最近、二、三日前ぐらいからそういう罹患された方の声を聞いておりますので、少し皆さん方も、私も含めてですが、注意をしていただきたいというふうにお感じのとこであります。
さて、本年度末を迎えまして、本日の日南町体育館の竣工もありましたけれども、3月には福栄のコミュニティーセンター、あるいは年度末には長年やってきておりました日野上の簡易水道事業も終わろうとしておりますので、今、着実な推進が行われていることを御報告申し上げたいというふうにお感じしております。

日南町第1回臨時H31年1月18日

私ごとになりますけれども、この町長の職につきまして1カ月余りとなりました。これからの課題というのは、人口問題であったり労働力不足というようなことも含めまして、たくさん課題があるというふうに認識しておるところであります。昨年行いました、町民向けにお願いしましたアンケートも結果が出ております。詳細についてはこれから取りまとめをしていくという状況ではありますが、いずれにしても、そういった住民の皆さんの声も踏まえながらこれからの町政運営にしていきたいというふうに思っております。持続可能なまちづくりに向けて、町民の皆様を初め、また議員各位にも御指導、御鞭撻を重ねてお願いしたいというふうに思っておりますので、どうぞ引き続き御指導いただきますようによろしくお願ひしたいと思います。

日程第3 議案第1号

○議長（村上 正広君）タブレットの議案書ファイルをお開きください。2ページから、日程第3、議案第1号、日南町個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君）議案第1号、日南町個人情報保護条例の一部改正について。次のとおり、日南町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めます。

概要ですが、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、日南町個人情報保護条例の一部を改正するものであります。

内容ですが、大きく分けて2つあります。1つは個人情報の定義の更新、2つ目は要配慮個人情報の定義の新設ということになります。詳しくは総務課長のほうから説明をさせていただきます。

施行期日ですが、公布の日から施行するものであります。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（村上 正広君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）失礼いたします。ただいま町長のほうから提案がありました。議案第1号につきまして、追加で説明をさせていただきます。

提案理由の中にもございましたけれども、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、本条例の上位条例に当たります、この条例につきましては行政部分での個人情報の保護を規定するものでございまして、民間部分を規定します、いわゆる個人情報保護条例とあわせて改正をされ、施行されるものでございます。

内容につきましては議案書ファイル2ページ以降をごらんいただければというふうに思いますが、町長からありましたとおり、まず第1点は、個人情報の定義の更新ということでございます。議案中の第2条、定義の部分でございますけれども、個人情報を定義する文言につきまして、従来、簡素に表現してございましたけれども、こちらにつきまして、いわゆる個人情報を定義する部分で、氏名、生年月日、その他の記述等ということをして明記をさせていただきます。その上で、3ページのほうにわたりますが、第2項めとしまして、イの部分ですが、個人識別符号が含まれるものという表現で新たに個人情報の定義をしております。こちらの部分につきましては、いわゆる生体情報、指紋でありますとか顔認証、DNAも含まれるようです。免許証でありますとか保険証など、それをもとに個人が特定できるものについても個人情報として取り扱うということで、新たに明記をしております。取り扱いについては従前からこの考え方はございましたけれども、法令及び条例に明記をするものでございます。

そして、2点目でございます。3ページ目の上段のほうの（3）に、要配慮個人情報というものを新たに定義をいたします。この定義の内容につきましては、上位法令に準ずるというふうな記載の仕方がありますが、実際、詳しくはこの表の下段のほうの改正前のほうに、第7条の3、実施機関は、思想、信条及び信仰に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報というふうに従前はうたっておりますけれども、この部分を新たに要配慮個人情報として定義をしたものでございます。今申し上げましたとおり、いわゆるこういった個人情報が流れてしまうことによりまして、本人の、何ていいますか、配慮が必要な健康状態でありますとか犯罪歴、病歴等が外に出ないように要配慮が必要だということと特に規定をするものでございます。そして、この個人情報につきま

日南町第1回臨時H31年1月18日

しては、従来からの運用でございますけれども、基本、本人の同意に基づくもの以外については、取得も提供もしてはならないということになっておりますので、取り扱いは変わりませんけれども、明記をさせていただいたところでございます。

そのほか、9条、28条等の、今回、文言の整理をいたしておるところでございます。こちらにつきましましては、文言整理ということで御理解いただきたいというふうに思います。

以上、説明とします。

○議長（村上 正広君）これより本案に対する質疑を許します。

7番、久代安敏議員。

○議員（7番 久代 安敏君）第2条の2項がいろいろとつけ加えてありますが、例えば具体的にマイナンバーカードでは実際に写真、個人の写真を写して発行してもらうという状況になっていきますが、具体的に住民課はマイナンバーカードの情報をどのような形で保管をしているのかという点についてお聞きします。ちょうど住民課長がおられるので、住民課長が個人情報の関係なので出ておられるかと思いましたが、実際に発行の手続きするとき、この写真、生年月日等について、生年月日と写真は必ずつけるわけだけでも、どのように管理しておられるのかという点についてお聞きします。

○議長（村上 正広君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）これらの管理につきましましては、恐らくいわゆる国のほうから運用ルールにつきましまして、厳しいルールに基づいて運用しておるものと思っておりますけれども、具体的な運用方法については、私が今現在、ここで認知をしておりますので、調査の上、また報告をさせていただきたいと思っております。

○議長（村上 正広君）7番、久代安敏議員。

○議員（7番 久代 安敏君）要するにマイナンバーカードがやっぱり生年月日、住所、写真ということなので、国の第三者機関が管理、実質しているわけですが、この個人情報保護条例、新たに改正されるに当たって、やっぱりそういう大事な個人情報の漏えいをきっちり防ぐ体制、いろんなところでマイナンバーの情報が漏れてるということも全国的にも問題になっておりますので、この点についてしっかりセキュリティをさせていただきたいというふうに思いますし、今質問した点については明快な答弁をお願いしたいと、後でよろしいので、お願いいたします。

○議長（村上 正広君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）おっしゃるとおり、厳格な管理をすべき個人情報についてはそういうふうな考え方を持っております。今回の改正は、いわゆる定義について詳しく表記することによって間違い、勘違いが起きないようにというふうなことでの趣旨でのものございまして、法の趣旨が変わるものでございませぬ。従来どおり、この法、条例に基づきまして、しっかりした情報管理を行っていきたいというふうに思います。

○議長（村上 正広君）8番、大西保議員。

○議員（8番 大西 保君）個人情報のこの条例の内容、定義については、それについての質問じゃないんですけども、この保護条例のちょっと関連で気になっていることがございまして、質問させていただきたいんですけども、どういうことかといいますと、個人情報で郵送のミスであるとか誤配送、そういったものの事務取扱の条例なり要綱というのはあるんでしょうか。

○議長（村上 正広君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）郵送の部分につきましまして、いわゆる定めた条例なり規則というのはちょっと今の私の記憶の中にはございませぬが、いずれにしても、この条例の趣旨に沿った、そういったことが起きないように事務の進め方というのは運用ルールの中として各課で対応しておるというふうなことだというふうに考えております。

○議長（村上 正広君）8番、大西保議員。

○議員（8番 大西 保君）実はつい最近でも他市町村でも出てます、情報のミスというところで誤配送、税金であるとか、違ったときですね。日南町にも日南町個人情報保護事務取扱要綱というのが平成13年度にされてます。そこをずっと見たんですけども、そういったミスであるとかいう、そういったことに対する取り決めなり、過去に日南町として、わかる範囲でいいですけども、誤配送であるとか、全課に対してそういった調査をされたことはございませぬでしょうか。

○議長（村上 正広君）中村町長。

○町長（中村 英明君）ちょっと点検なりってところは余り記憶がないというのが正直なところだというふうに思っております。いずれにしても、誤配送なりということは決していいことではありませぬので、それのないように事務的なことを努めていかないと

日南町第1回臨時H31年1月18日

けないっていうふうに思っておりますが、御案内のように平成13年の要綱っていうところがありますので、再度その辺を点検しながら現実な動きに対して変更する点があれば改正をしていきたいというふうに思っておりますし、いずれにしても、そういうことにならないように、やはり1人の目ではなくて2人の目ですとか、そういったチェック体制の管理も含めて検討していきたいというふうに思っております。

○議長（村上 正広君）8番、大西保議員。

○議員（8番 大西 保君）一度お願いしたいのが、過去半年でも結構です、全課に対してそういったのはないかと。やはり現状把握して、どのように改善するかが一番大事なことで、一度、ゼロであれば最高なんですけども、それを正直な形で出して、改善活動ですか、結果的に大問題起きたときに新聞報道に出るようなことにならないように、やはりミスはミスとして、それをどう改善していくか、担当の課ごとに一度調査されたらどうでしょうか。

○議長（村上 正広君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）基本的には行政業務上で起こりました事故等につきまして、事故報告ということで報告を上げるルールにはなっております。基本的にはそういう事案があれば、各課長から総務課長、そして町長まで上がるような仕組みはできております。そういったルールに基づいて運用しておるつもりではございますけども、ただいま言われたこの部分について、調査というものについて検討してみたいというふうに思っています。

○議長（村上 正広君）以上で質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

日程第3、議案第1号、日南町個人情報保護条例の一部改正についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第1号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第2号

○議長（村上 正広君）タブレット5ページから、日程第4、議案第2号、字の区域の変更についてを議題といたします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君）議案第2号、字の区域の変更について、地方自治法第260条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものであります。

概要ですが、土地改良法第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による県営土地改良事業阿毘縁地区、第2工区であります。に係る換地処分のお知らせがあった日の翌日から本町内の字の区域を変更するものであります。

内容ですが、阿毘縁字下モ神田と阿毘縁字ハン田の一部区域を変更するものであります。区域を変更する字の名称ですが、先ほど申し上げましたが、阿毘縁字下モ神田と阿毘縁字ハン田の2つの字であります。区域変更する字の区域ですが、阿毘縁字下モ神田のうち2219の1一部以外の区域と阿毘縁字ハン田3522の2の一部、それと3528の一部であります。もう1点ですが、阿毘縁字ハン田のうち3522の2の一部と3528の一部以外の区域、阿毘縁字下モ神田の2219の1の一部であります。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（村上 正広君）財原建設課長。

○建設課長（財原 積君）今回の字区域の変更につきまして、タブレットの6ページ以降に字界変更の調書を添付しております。

県営の土地改良事業の阿毘縁地区の事業につきましては、平成28年度から着手しまして、事業完了は平成32年度までという予定で進めております。これまで第2工区、今回、字区域を変更に上げた地区は、7ページの地図でいきますと左側に示します地区で、大菅側の地区になります。第1工区のほうは右側で、ここの部分につきましては、平成30年度、今年度の面的な整備を実施してるところであります。圃場、面的な整備

日南町第1回臨時H31年1月18日

の事業が完了しますと換地業務ということで、県から町のほうが受託いたしまして、その換地計画を実施するに当たって字界確定測量、それなり、県が公告します換地の準備の業務を町のほうが受託して実施するという流れになっております。

8ページに示しますのは、今回、第2工区ということで、大菅地区で実施しました土地改良の事業の区域で、一部、図面の中央に、当時、Sの字で排水路がありましたけれども、この境界の字界を今回の面的な整備で真っすぐにしたということで、緑色に示します。従前のハン田の土地を下モ神田に加えて、赤いほうの下モ神田の区域をハン田のほうに取り込むということで、今回、字界の変更をお願いしてるところであります。

今議決をもって今後、確定測量、あと関係者の権利者会議、そうしたものを踏まえて、来年度の秋ぐらいに県のほうが換地の公告をするという予定にしております。この変更につきましても公告をもった翌日に施行するという流れになっております。

また今後、来年度になりますと、砥波側の新しく面整備しました1工区、そういったところもこういった手続をとるようになるというようになります。よろしくお願ひいたします。

○議長（村上 正広君）これより本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

日程第4、議案第2号、字の区域の変更についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第2号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 発議第1号

○議長（村上 正広君）タブレット9ページから、日程第5、発議第1号、日南町住宅改修助成条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につき、提案者から趣旨説明を求めます。

総務教育常任委員会委員長、山本芳昭議員。

○総務教育常任委員会委員長（山本 芳昭君）

発議第1号

日南町住宅改修助成条例の一部改正について

次のとおり、日南町住宅改修助成条例の一部を改正することについて、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条第3項の規定により提出する。

平成31年1月18日提出

提出者 日南町議会 総務教育常任委員会
委員長 山本 芳昭

改正の主な内容といたしましては、第4条第3項、住宅の改修に要する経費が30万円以上の工事とあるものを、改正後は金額を変更し、20万円以上の工事として、より利用しやすくいたします。

同じく第4項、本条例に基づく助成額が30万円以上に達していない住宅とあるものを、改正後は金額を変更し、40万円以上に達していない住宅として、助成額を増額いたします。

第5条、助成金の額は住宅の改修に要する経費の5分の1に相当する額とする。ただし、その額が30万円を超えた場合は30万円とするとあるものを、改正後は金額を変更し、その額が40万円を超えた場合は40万円とします。

第7条、申請書の提出があったときはその内容及び現地調査を行いとあるものを、改正後は、申請書の提出があったときはその内容を審査しとします。

なお、附則として、この条例は有効期限を平成31年3月31日限りとあるものを、平成34年3月31日限りと改めるものです。以上です。

○議長（村上 正広君）これより本件に対する質疑を許します。

日南町第1回臨時H31年1月18日

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

日程第5、発議第1号、日南町住宅改修助成条例の一部改正についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第1号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第6 発議第2号

○議長（村上 正広君）タブレット11ページから、日程第6、発議第2号、日南町意欲ある農業者支援条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につき、提案者から趣旨説明を求めます。

経済福祉常任委員会委員長、坪倉勝幸議員。

○経済福祉常任委員会委員長（坪倉 勝幸君）

発議第2号

日南町意欲ある農業者支援条例の一部改正について

次のとおり、日南町意欲ある農業者支援条例の一部を改正することについて、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条第3項の規定により提出する。

平成31年1月18日提出

提出者 日南町議会 経済福祉常任委員会
委員長 坪倉 勝幸

日南町意欲ある農業者支援条例の一部を改正する条例であります。今回の条例の主な内容は、本年3月31日で期限切れとなります同条例を3年間有効期限を延長するということ、そして補助金額を従来30万円であったものを50万円に引き上げること、そしてこれまで1回の活用に限られておりましたが、条件によって2回目の活用を認めるというものであります。

具体的な条文といたしましては、第3条、助成対象者でありますけれども、第3項の米以外の販売額が年間50万円を超えるというふうになりました。従来30万円だったものを50万円にするということで、農業者の意欲を促したいと思っております。

第4項では、従来、この助成金の交付を受けたことがない者となっておりますが、その条項については後ほど条文に挿入しておりますが、ここで新たに4項として、前号の耕作面積が1ヘクタールを超える営農計画を認定されたもの場合は、導入農機具等の耐用年数期間は耕作面積が1ヘクタールを下らない者であることという条文を挿入いたしました。

次に、助成対象事業であります。第4条の第2項、農業生産物または農産加工品を農林産物直売所へ出荷する場合の事業対象経費を10万円としておりましたが、これを廃止して、全ての対象事業が20万円以上の事業とするものであります。

次に、第3項で、前項の営農計画期間終了後にその計画値を満たしていれば、新たに3年間の営農計画に即した事業とするということで、これが先ほど申し上げました、2回目の活用ができるということであります。

第5条、助成金額についてであります。従来、上限額を30万円といたしておりましたが、今回50万円に改正をするものであります。あわせて、予算の範囲内で交付をするという文言をつけ加えております。

附則として、この改正条例の有効期限を平成34年3月31日限りとして、期間の延長をするものであります。以上です。

○議長（村上 正広君）これより本件に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

日南町第1回臨時H31年1月18日

日程第6、発議第2号、日南町意欲ある農業者支援条例の一部改正についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第2号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議員派遣の件

○議長（村上 正広君）日程第7、議員派遣の件を議題といたします。

今後予定されております議員派遣の件につきましては、タブレット13ページのとおりであります。

お諮りいたします。議員派遣については御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は13ページのとおり決定をいたしました。

○議長（村上 正広君）お諮りいたします。本臨時会に付議された案件は以上をもって全て議了いたしました。これをもって会議を閉じ、閉会といたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、平成31年第1回日南町議会臨時会の会議を閉じ、閉会といたします。御協力ありがとうございました。

午後1時36分閉会
